**「児童・少年の健全育成」助成金の申請にあたっての留意事項**

**【申請書提出方法】**

・郵送

　宛　　先：〒640-8585　（専用郵便番号のため住所記載は不要）

　　　　　　和歌山県 共生社会推進部 こども家庭局 こども未来課　ニッセイ財団申請担当者宛

・メール

　タイトル：『ニッセイ財団2025年度「児童・少年の健全育成助成」申請書の提出について』

　宛　　先：e1103001@pref.wakayama.lg.jp

※なお、到着確認のため送付いただいた後に送付した旨の連絡をいただきますようお願いします。担当者直通電話番号：073-441-2500　月曜日～金曜日の平日9:00～17:00

**【提出書類】**

申請書、団体の活動がわかる資料（令和5年度会計決算報告・事業報告、令和6年度予算書・　事業計画・事業報告｟申請日時点までのもの｠・団体規約又は会則、その他団体についての資料等）・地域活動報告書・提出書類チェックシート

（「申請書」「地域活動報告書」及び「提出書類チェックシート」は、和歌山県ホームページ

『ニッセイ財団2025年度「児童・少年の健全育成助成」申請団体募集について』でダウンロー

ドしてください。

URL：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040200/d00217985.html

**【締め切り】**

令和6年11月13日（水）17時（必着）

※申請に際し、ご不明点等がありましたら和歌山県こども未来課あてお問い合わせ

いただきますようお願いします。

**【注意事項】**

・申請書の作成にあたっては、申請書裏面の「記入上の注意事項」を御確認ください。

・申請用紙に記入して作成される場合は、黒インクまたは黒ボールペンにて作成してください。

（消せるボールペンで記入しないでください。）

・申請者多数等により、本県からニッセイ財団あて推薦を行う際、助成申請額の一部を減額して推薦を行うことがありますが、ご了承ください。

**（１）助成対象団体であるかを確認する項目について**

　　申請書の各項目では、次のことを確認しています。

１．申請書「６.団体の構成員」

　　助成基準の対象団体②「常時１０名以上の構成員がいる団体」、③「構成員の半数以上が

１８歳未満の児童・少年である団体」であるかどうかを確認する項目です。

「～小学生」「中学生」「高校生」の小計を１８歳未満の人数、「指導者」「その他」の人

を１８歳以上の人数としてカウントします。

２．申請書「９.日常活動の場所・曜日」・申請書「１０-（ｂ）活動実績（月別実施状況等）」

　　 助成基準の対象団体④「少なくとも月１回以上を目処として定例活動を行っている団体」

であるかどうかを確認する項目です。

**（２）助成物品について**

　１．申請書「１１.助成物品」の記入

　　　複数の助成物品を希望する場合は、助成を希望する順（優先順位）を記入してください。

記入例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 11． | 助成物品の名称 | 野球道具一式 |
| 具体的助成物品・内訳（物品名・単価・数量・金額を記入）　優先順位１　ボール（名入含む）９００円×１２０球＝１０８，０００円２　バット　　　３０，０００円×　１０本＝３００，０００円 |
| ①物品購入総額４０８，０００円 | ②助成申請額　※万円単位（万円未満切上）４１万円（最大は６０万円） |

　２．助成対象とならない物品

　　　申請要項にも記載のあるとおり、下記の物品は対象外となります。

・単価が少額なもので、団体の規模・活動内容等からみて申請数量が過剰と判断される物品

・使い捨てや消費物品等、消耗品の色彩が強い物品

・個人所有もしくはその色彩が強い物品

・見栄えがいい等の理由で揃えるパフォーマンス性の高い物品

・助成効果が間接的な物品

例：会員募集、イベント告知、会報作成のためのパソコン、スポーツ指導のためのビデオカメラ

・日常活動で使用しない物品

・人件費、運営費、管理費、リース料、修理費等

　**※助成対象は活動を継続的に展開するにあたって、こどもたち自らが主体的・継続的に共有して活用する物品及び、活動を安全・円滑に実施するために必要な物品の購入費用です。**

３．その他

主な活動場所が公民館や学校など公共施設である団体で、公共施設にある倉庫等、当該施設内で助成により購入した物品の管理を予定している場合は、事前に施設管理者の許可を得てください。

　　　また、倉庫等で保管する際は、施錠するなどして管理してください。